

衆議院 第九十回国会

# 原子力問題調査特別委員会議録

第一二二二号

平成二十八年四月七日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 三原 朝彦君  
 理事 岩田 和親君 理事 関 芳弘君  
 理事 平 将明君 理事 中村 裕之君  
 理事 宮澤 博行君 理事 阿部 知子君  
 理事 木内 孝胤君 理事 田嶋 要君  
 理事 中野 洋昌君  
 あかま二郎君 青山 周平君  
 石川 昭政君 うへの賢一郎君  
 江渡 聡徳君 小倉 将信君  
 大西 英男君 神田 憲次君  
 菅家 一郎君 佐々木 紀君  
 斎藤 洋明君 助田 重義君  
 額賀福志郎君 細田 健一君  
 細田 博之君 宮路 拓馬君  
 宗清 皇一君 村井 英樹君  
 八木 哲也君 築 和生君  
 吉野 正芳君 荒井 聰君  
 太田 和美君 逢坂 誠二君  
 菅 直人君 重徳 和彦君  
 鷺尾英一郎君 樋口 尚也君  
 真山 祐一君 塩川 鉄也君  
 藤野 保史君 足立 康史君

政府参考人 板倉周一郎君  
 (文部科学省大臣官房審議官)  
 政府参考人 山下 治君  
 (文部科学省大臣官房文教施設企画部長)  
 政府参考人 平井 裕秀君  
 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官)  
 政府参考人 中尾 泰久君  
 (経済産業省大臣官房審議官)  
 政府参考人 多田 明弘君  
 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)  
 政府参考人 高橋 康夫君  
 (環境省水・大気環境局長)  
 政府参考人 荻野 徹君  
 (原子力規制庁次長)  
 政府参考人 大村 哲臣君  
 (原子力規制庁長官官房緊急事態対策監)  
 政府参考人 片山 啓君  
 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官)  
 政府参考人 山田 知穂君  
 (原子力規制庁長官官房審議官)  
 政府参考人 櫻田 道夫君  
 (原子力規制庁原子力規制部長)  
 参考人 廣瀬 直己君  
 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長)  
 衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 関 武志君

復興副大臣 若松 謙維君  
 環境副大臣 井上 信治君  
 復興大臣政務官 高木 宏壽君  
 経済産業大臣政務官 星野 剛士君  
 政府特別補佐人 田中 俊一君  
 (原子力規制委員会委員長)  
 政府参考人 熊谷 敬君  
 (復興庁統括官)  
 政府参考人 時澤 忠君  
 (総務省大臣官房審議官)

委員の異動

四月七日

勝沼 栄明君 補欠選任 青山 周平君  
 中川 郁子君 補欠選任 神田 憲次君

村井 英樹君 小倉 将信君  
 吉野 正芳君 菅家 一郎君  
 小倉 慎司君 重徳 和彦君  
 岡本 三成君 真山 祐一君

同日 補欠選任

青山 周平君 勝沼 栄明君  
 小倉 将信君 村井 英樹君  
 神田 憲次君 八木 哲也君  
 菅家 一郎君 吉野 正芳君  
 重徳 和彦君 小倉 慎司君  
 真山 祐一君 岡本 三成君

同日 補欠選任

八木 哲也君 中川 郁子君

同日  
 理事木内孝胤君同日理事辞任につき、その補欠として阿部知子君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任  
 政府参考人出頭要求に関する件  
 参考人出頭要求に関する件  
 原子力問題に関する件

○三原委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。理事木内孝胤君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に阿部知子君を指名いたします。

○三原委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。田中原子力規制委員会委員長。

○田中政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の田中俊一でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の活動状況について御説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、さまざまな課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十六基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十の施設に係る申請が出されております。このうち、九州電力川内原子力発電所一号炉、二号炉及び関西電力高浜発電所三号炉について使用前検査に合格したと認め、また、高浜発電所四号炉について使用前検査を厳正かつ適切に実施するとともに、四

んでしようか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの、再処理をしたら使用済み燃料、廃棄物がなくなるかということでございますが、廃棄物がなくなるわけではございません。

○達坂委員 ということは、核燃料サイクルを実施しても使用済み何らかの核燃料が残るといふことになるわけですか、それへの対応をどうするかということをお考えなければならぬのではないかとお尋ねでございます。この発生体積比四分の一に減容化というふうな比較をしている対象が、私は間違っているのではないかとお尋ねするわけですか。

核燃料サイクルを実施しても使用済み何らかの核燃料は発生する、それ以外に新たに高レベルの放射性廃棄物が発生するわけでありまして、核燃料サイクルを実施したときとしないときとを比較すると、逆に高レベルの放射性廃棄物がふえるということにはならないでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先生お尋ねの点でございますけれども、先ほど私がお答えした中で、再処理をした場合に放射性の廃棄物がなくなるのかというお尋ねでありましたので、そのことで直ちになくなるわけではないという意味でお答えを申し上げます。

前の資料をまた使わせていただいて恐縮でございますけれども、一枚目の紙をごらんいただきたいと思います。

今話題となつております核燃料サイクル、あるいはそのうちの一部であります再処理でございますが、原子力発電所で、通常はウラン燃料を使います。ウラン燃料を入れて、そして発電をいたしますと、そこで使用済み燃料が発生いたします。これをそのままダイレクトに埋めていくというのは、例えばスウェーデンとかフィンランドとかでございます直接処分という形でございます。これはそのままでございます。

これに對しまして、再処理、私どもが今やるうとしておりますことは、この使用済み燃料の中か

ら、有用なまだ使える資源でありますウラン、プルトニウムを抽出するという行為と、そこでどうしても使えない廃液になりますものを右の方にありますガラス固化体にいたします。最終処分、先ほど御質問ございましたけれども、こうした形でやらせていただく、まずこういう分類をしております。そして、私どもの核燃料サイクルは、ここでウラン、プルトニウムを取り出したものをMOX燃料に加工いたしました。それを燃料といたしまして、もう一度原子力発電所に戻しまして使うということでございます。

ここで一周行きますが、私どもの核燃料サイクルが目指すべき方向は、ここでもう一度使います、使用済みMOX燃料を。そうすると、今度は使用済みのMOX燃料が出てまいります。使用済みMOX燃料の再処理の場所は、現時点で決まっておりますけれども、私どもが目指しておりますのは、その使用済みMOX燃料につきましても、また再処理をいたしまして、そして、また使える有用資源を燃料として使うというような形で、このサイクルの輪を続けていく。

これによつて、どうしても使えない部分はガラス固化体として出ることになりますけれども、その量をずっと減らしていき、また使える有用資源であるウランとプルトニウムは資源の少ない我が国において大事な資源として、あるいは発電用の原料として使つていくのではないかと、これが私どもの核燃料サイクルの考え方でございます。

○達坂委員 丁寧に核燃料サイクルを説明いただきました。それから、使用済みMOX燃料もまた再処理するんだということまで言つていただいたんですが、今の話からすれば、核燃料サイクルの意義として、高レベル放射性廃棄物の体積を約四分の一に低減可能というのは、これはメリットとして挙げるのは必ずしも適当ではないんじゃないでしょうか。ほかのメリットを言うんなら私はいでしようか。わかりやすいけれども、

廃棄物を四分の一に可能とおっしゃっています

けれども、核燃料サイクルをやらないときはこうした高レベルの放射性廃棄物はないわけですよ。基本的には使用済み核燃料以外には、だから、その点で言うと、この高レベル放射性廃棄物の体積を四分の一に低減可能、できるから、それ理由の一つとして核燃料サイクルをやるんだというのをおかしく私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの配付していただいております資料の三ページをもう一度ごらんいただきたいと思ひます。

先ほどは、発生体積比、この減容化の部分を御説明させていただきました。

今、高レベル放射性廃棄物、廃棄物の関係でございますが、直接処分をした場合、潜在的有害度、天然ウラン並みになるまでの期間、これは正確には下の注釈まで全部含めて読む必要があるかと思ひますが、単純化したしまして、直接処分の場合には約十年の期間がかかる。高レベル放射性廃棄物、確かに再処理をして初めてそうしたガラス固化体になつていくことは御指摘のとおりでございますが、そのガラス固化体についての潜在的有害度は、軽水炉であれば八十年、さらに高速炉までいけば三百年に短くすることができ、有害度を低減する、こういう効果もあわせ持つものが再処理あるいは核燃料サイクルと御理解いただければと思ひます。

○達坂委員 それでは、改めて聞きますけれども、使用済みMOX燃料が天然ウラン並みになるまでの期間というのはどれくらいかかるんでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。使用済みMOX燃料につきましても、潜在的有害度はどうなるかという点について、現時点では定量的なデータはございません。

○達坂委員 ということは、少なくとも、潜在的有害度が低減できる、低くすることができるといふことは確実と言えないということではないで

しようか。

要するに、高レベル放射性廃棄物、これについては八十年や三百年というふうな持つていくことはできるけれども、使用済みMOX燃料が常に存在しているわけですから、いずれはそれを処理しなければならぬということですよ。それは常に存在しているわけですか。しかも、その潜在的有害度は、十年かどうかはわからないにしても、多分八十年や三百年ではないだろうというふうには一般的には推測されるような気がするんですけれども。

定量的に今わからないと言つてはいるわけですか、となれば、やはり潜在的有害度の高いものが残つていくということにならないでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

私、使用済みMOX燃料についての有害度について定量的なデータを持ち合わせないと申し上げましたけれども、直接処分の十年、これと比較した場合、それと同等ですとかいうことではなくて、それよりは相当程度短い期間になるだろうと思ひます。

○達坂委員 時間が来ましたのでこれでやめますけれども、最後の答弁は、私には本当に理解できない答弁であります。

以上、やめます。終わります。

○三原委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうは、川内原発と高浜原発について質問いたします。

九州電力は、昨年八月、川内原発一号機、十月に二号機を再稼働しました。ところが、その再稼働の二ヵ月後、昨年十二月になりました、免震重要棟をつくらぬ、こう言い出したということ、ことしの三月末に正式に設置変更許可申請を出したという経過であります。とんでもないと思ふんです。

免震重要棟というのは、この間の幾多の災害の教訓に基づくものであります。二〇〇七年、私、北陸信越ブロックの一つの県であります新潟県の

中越沖地震で、柏崎刈羽原発の中央制御室のドアがゆがんであかなくなるという大変な事態を教訓にしまして、東京電力が免震重要棟を福島第一原発につくった。これによって、あの三・一一の極限状態でも一定の作業ができたというふうに言われております。東電の清水社長、当時ですけれども、なかつたらと思うとぞつとするとというふうな調査会でも述べられている。

この免震重要棟についての国内外の専門家の発言といえますか、何と言っているかについては、配付資料を配らせていただいておりますが、この一枚目に紹介をさせていただいております。時間の関係で、お読みいただければというふうに思っております。

いずれにしても、事故の教訓として、いわゆる免震重要棟が重要だつたというのが国内外の専門家の声であります。ですから、これをつくらないうこととは、その事故の、三・一一の教訓を踏まえていないというところになるわけでありませぬ。

そこで、規制委員長にお聞きしたいんですが、基準的には、法的には免震でも耐震でもいい、そういう理屈かもしれないんですけども、しかし、少なくとも、審査の前提として、九州電力自身、再稼働の前提に免震重要棟をつくりましよう言っていたわけですね。私が数えた範囲でいいますと、あの分厚い審査書案の中に免震という言葉が大体二十六回くらい出てくる。ですから、もう審査の大前提なんですね。

ですから、つくりないうことであれば、いわゆる合格審査なわけですから、この合格そのものを取り消すべきだ、つまり再稼働をやめさせるべきだと思っておりますが、委員長、いかがでしょうか。○田中政府特別補佐人 先生御指摘のように、一F事故のときに福島第一原子力発電所で免震重要棟が重要な役割を果たした、これは確かだと思っております。そういったことを踏まえて、新しい規制基準では、免震重要棟というよりは、緊急時の対

策所としての設備を設けることを要求しております。それが免震重要棟という言葉に若干変わっているわけですが、私どもとしては、免震重要棟というふうには規制要求ではしておりません。ただ、当時、一Fのときには免震重要棟は確かに重要な役割を果たしたけれども、外部被曝とか内部被曝に対する対策というのは必ずしも十分でなかつたというところがあります。今回我々が要求しているのは、外部被曝とか内部被曝に対する要求もあわせて要求しております。

九州電力は、いろいろそれを含めて検討した結果、耐震性でやった方が確実にできるということとでそういう提案になつていっているというふうに理解しておりますので、その内容については、今後、今変更申請が出てきておりますので、それをきちつと精査した上で、厳密に私どもの要求が満たされているかどうかを審査してまいりたいと思っております。

○藤野委員 これから審査していくといいますが、れども、もう動いているんですね。既に動いている。動いていなくてこれから審査するというならまだわかりませんが、動いているのは、緊急事故対策所の機能を満たす緊急時対策所があるんだ、こうおっしゃいますので、私、この二月に川内原発に行きました、その緊急時対策所なるものをちよつと見てきたんですね。

川内原発、今言いましたように、動いております、稼働しております。タービン建屋に入りますと、物すごいんですね、タービンの振動だけで体が揺れる。改めて物すごいエネルギーだなと実感したわけですね。

では、緊急時対策所はどうかといえますと、スペースはわずか百七十平米、平家建てです。確かに壁は分厚いんですけども、壁が分厚いものですから天井が低くて、非常に圧迫感があるわけですね。そこに机や椅子、モニタ、パソコン、いろいろなものもぎゅうぎゅう詰めになつていまして、二階的なところをつくつて、そこに水とか食料

とかを入れているものですか、さらに圧迫感がある。私は、トイレはどうするんですかと聞きまして、あそこにありますと。部屋の片隅に一個だけ、お祭りなんかでよくあるあの仮設のトイレがありました、確かに。私、あけてみたら、その中にも物がたくさん詰まつていて使えない、こういう状況でありました。これが緊急時対策所の実態だ、委員長も行かれたというふうなふうに思っておりますけれども、実態だと思っております。

配付資料の二枚目をごらんいただければと思うんですが、三月二日の朝日新聞、この福良昌敏さんという方は、福島第一原発のあの日あの場合、第一号から第四号を統括するユニット長として亡き吉田所長を補佐された方で、隣に座つていた方です。

こうおっしゃっています。黄色いところですけれども、三、四日目になると、みんなロボットではないので休まないといけない。「いくら想像力をかき立てて想定を考えても、想定外は間違いない、起こり得る。そのときに頼りになるのは、手順書とかマニュアルでなく、人の力。」こうおっしゃっています。

規制委員長にお聞きしたいんですが、もう既に稼働しているということは、今にも事故が起きるかもしれない、そこに対応する緊急時対策所でありませぬ。しかし、スペースはこの部屋よりも狭い、しかもトイレは一つ、横になる場所もない、そこに百人が、百人です、百人が七日間いる、そういう前提になつていまして、委員長、これで、この福良さんがおっしゃっている人の力が発揮できるというふうなふうに思われませぬか。

○田中政府特別補佐人 先生御指摘のように、私も拝見しましたが、非常に立派な耐震設計の緊急時対策所なんです、残念ながら、広さが大変狭いことは確かであります。ですから、そのことについては事業者の方も認めていまして、審査の過程で、そういう状況でも

一週間程度の対応ができるということについては一応確認しております。それは十分な広さではないということと事業者の方も十分認識しております、今出てきておりますのは、今は百七十平米ですけれども、今度は六百二十平米ぐらいの広い建物をつくるということとで申請が来ているので、それを見ていきたいと思っております。

○藤野委員 いや、ですから、委員長、動いていないならばそういう話もあるかもしれない。けれども、もう動いているんです。動いている緊急時対策所がそういう状況だと。六百二十平米を今出してくるということ、九電自身がそれを必要だと思つていられることですね。しかし、それが、いつできるんですかと聞いたら、わからない、免震をつくるより二年早いと。ということ、これから二年以上はできないということと、二年以上、トイレ一個しかないあの場所です。緊急時の対策をしろ、こういう審査基準になつていられるわけですね。それで通つちゃう。

そういう新規制基準だということ、まさに、私は、この一点をとつても、この新規制基準というのは失格だと強く言わざるを得ないというふうな思っております。

そして、高浜原発の方に行きたいんですけども、こちらは昨年二月にいわゆる適合性審査をパスいたしました。しかし、これも前提が大きく変わつております。

パスしたときの前提は、高浜は四つありますけれども、一、二号は動かさないと、もう四十年たちますから動かさないとという前提でした。それで三、四号の審査をパスしたところが、関西電力は、今度は、パスした一カ月後に、やはり一、二号も動かしたい、こう言つてきたわけですね。わ

ざが一カ月後であります、委員長。これは、恐らく規制委員会の審査を受けている段階から、よ

す。

委員長は、三月三十日の記者会見で、私もビデ  
オも拝見させていただきましたが、川内について  
ですけれども、免震重要棟につきましてこうお  
しゃつていらっしゃるんですね。免震重要棟、要するに先  
ほどのやりとりですけれども、どうして最初から  
そういうものを出してこないんだよという気はし  
ますねと委員長はおっしゃつていて、私も思わ  
ず、そのときはそうだなと思つたんです。どうし  
て最初から、なぜ審査を通して一月月後に、全  
く違う、一、二号は動かさないと申していただいたのに、  
それを前提で三、四号を通していただいて、よし、  
通つたということ、一、二号を出していただく。

委員長、これはやはり大変許されない事態じゃ  
ないかというふうに思うんですけれども、委員長  
の御認識はいかがですか。

○田中政府特別補佐人 私がプレス会見で申し上  
げたことを引用されたと思うんですが、最初に免  
震重要棟のかわりの施設を、まず、九州電力が出  
してきた川内のいわゆる緊急時対策所というの  
は、必ずしも我々が納得できるようなものではな  
かった。これではだめだということでもかなり厳し  
く突き返したという経緯があつて、その後、検討  
して、新たに今のものが出てきて、今のはその当  
時から見たら随分、かなり改善されているという  
ふうに、一目ですけれども、今審査中ですから内  
容までは申し上げませんが、そういうこと  
でそういう発言になりました。

高浜については、もう少し事情が違うので、ど  
うしましょうか。

○藤野委員 いずれにしても、やはり原子力  
発電所をどう動かすか。いわゆる変更申請とい  
うのは極めて重いものだと私は思つております。ま  
してや、世界一厳しいとおっしゃつていらっしゃる  
一回通しているんですね。ですから、ただでさえ  
厳しい変更申請を、世界一厳しい基準を通した後  
にまたやってくる。しかし、それが一月月後、二  
カ月後。

変更申請は絶対だめだと私も言つておりませ

ん。やはりやつてみたらぶくあいがあつてとか、  
そういう合理的な理由があつたり、あるいは、変  
更したことによつてより安全性が高まるというよ  
うな合理的な理由があれば、それは変更申請はあ  
ると思ひますが、二月月後とかわらずか一月月後  
に、何の事情変更もなく、あるいは、高浜の場合  
は、一、二号というもう四十年たつ古い原発を動  
かすという、はつきり言つて、安全性が高まるど  
ころか危険性が高まるような、そういう変更申請  
になつていくわけですから、本当にこれは変更申  
請の名に値しない。

やはり規制委員会が、先ほど、真の安全文化を  
つくりたいというふうに委員長も冒頭おっしゃい  
ました。真の安全文化をつくるおっしゃるので  
あれば、そういうものは突き返して、こんな変更  
申請は認められないという姿勢を見せていくこと  
が、私は、本当の意味で安全文化をつくっていく  
と、そのために規制委員会が果たしていく役割だ  
というふうに思うんです。

そして、最後にもう一点、時間もあれなんです  
が、お聞きしたいんですけれども、先ほど言いま  
したいいわゆる緊急時対策所が機能するのかがとい  
う点で、高浜の場合はやはり非常に恐ろしい。  
私も福井ですから、何度も高浜に行つたことが  
あるんですね、地元の一つでありますので。あそ  
こは外に、海に開かれてるんじゃないかと、内海  
に向かつて、山と山の間に、四つがひしめき合  
うようになつて、四つが仮に同時に動くという  
ことになれば、これは福島第一原発とまさに同じ  
状況になつてくる。

福島第一の場合は、構内に約七百人いたと言わ  
れております。しかし、閃電が出てきた変更申  
請によりますと、高浜四基全部で同時に事故が起  
こつても百三十三人で事故対応できると。百三十  
三人、一方、ほとんど国民が知つて居るあの福島  
第一で七百人いても到底足りないわけですね、免  
震重要棟があつてさえ。

委員長に聞きたいんですけれども、まだ審査中  
とおっしゃるかもしれませんが、これは到底足り

ないんじゃないでしょうか。

○田中政府特別補佐人 個々の原発について十  
分、同時に発生した場合ということも考へて、  
個々の原発ごとにきちつとそれが対処できるよ  
うな設備と人員の確保ということを求めておりま  
す。

それについては、訓練の状況とかも実際に私ど  
も検査をして確認させていただいておりましたの  
で、足りるというふうに思つております。

○藤野委員 検査しているとおっしゃいましたけ  
れども、先ほど言つたように、緊対所自身がそこ  
に入る人のことを考えていないわけですね。確  
かに、壁は六十センチありますから、耐震性やいわ  
ゆる放射能に対する防御はあるかもしれませんが、  
しかし、百人が七日間そこで過ごす、そういう場  
所じゃないわけですね。

事故対応もわかりでありまして、例えばですけ  
れども、配付資料の二をもう一度、ごらんいただ  
ければ、黄色いのを引つ張つていないんですけれど  
も、三基同時の対応は難しかったとこの福島さん  
もおっしゃつております。具体的には、一基しか  
ない原発なら対応は楽だった、三基同時に対応し  
ないといけないのはかなり苦しかった、こうお  
しゃつていらっしゃるわけですね。さらにリアルに言  
いますと、一番下の段の右ですけれども、一、二  
機でしくじつて海水注入が遅れて、放射能の放出  
がものすごい量になると、一、三号機の海水注入  
もできなくなる。消防車にも油を入れられない。  
今までの努力が水の泡になる。それは強く感じ  
た。こうおっしゃつていらっしゃるわけですね。

ですから、やはり、審査しているとおっしゃい  
ますけれども、一旦過酷事故が起きたら、何人  
も、そういう計画がどどん崩れていって、負の  
連鎖が起きて、本当に事故対応が難しくなる、こ  
れが集中立地の怖さだし、とりわけ高浜というの  
はまさに集中立地そのもの、だと思つてですね。  
そこで、最後に、配付資料の三を見ていただき  
たいと思つておられるところ、指摘をされたもの、抜粋

であります。

三、一、福島第一でも、第一原発だけでなく  
第二原発にも大きな影響を与えたというのが一番  
上の指摘であります。福島第一から十二キロ離れ  
た福島第二原発の復旧活動にも影響を与えたとい  
うことが指摘をされております。

福島第一と第二は十二キロなんです、高浜  
原発とそれに隣接します大飯原発、これは大体十  
三キロなんです。大体同じような影響が及ぶお  
それがあるというのは、あの三、一、一の経験から  
いつても、私は非常に高い確率があると思いま  
す。

にもかかわらず、委員長は、高浜の中での一、  
二、三、四というのは指摘をされていると思うん  
ですが、では、高浜と非常に隣接している、高浜  
に過酷事故を及ぼすような大規模災害があつたと  
きには、それは大飯原発にも同じような被害があ  
るわけで、そのときに相互に影響し合つて事故対  
応を困難にするのではないかと、その審査はさ  
れていないわけですね。それを配付資料の四に  
も紹介しております。

要するに、高浜は高浜だけで見ると、大飯は大飯  
だけで見ると、こういう前提で百三十三人という  
ことが、先ほど、高浜四基全部事故が起きてもとい  
うことなんです、この百三十三という数字自身  
が、やはり前提が間違つて居るのではないかと、高  
浜だけで考えていますから、大飯も入れたらこれ  
はおおさら足りなくなるんじゃないですか。委員  
長、いかがですか。

○田中政府特別補佐人 高浜も、一、二と、三、  
四と、いわゆる緊急時対策所は別々になるという  
ふうに理解しております。ですから、そこに……  
（藤野委員 別々にはならない、全部一緒に）  
と呼ぶ）一緒ににはならないです。  
それから、大飯の方も、もう少し後で正確に調  
べてお答えしたいと思つておられますけれども、大飯の方  
は大飯の方でまた別になるのは当然であります。  
ですから、合せて百三十三ということではな  
いということ、です。

○藤野委員 若干細かいことですので、私の方で紹介させていただいたんですが、初めは、三、四の審査のときには、二は動かさない前提だったんで、一、二の中に、原子炉建屋ですからが、ちりちりしているということ、一、二の中に緊急時対策所をつくるという前提であったわけです。一、二も動かすというふうになった場合には、一、二、三、四共通して対処できるような緊急時対策所を全く別の場所につくるという関電の計画が今出されて、恐らくそれを審査されているんだというふうな思っていますね。

ですから、そういう点で、やはりいずれにしろ大事なことは、事故の経験を踏まえていくということだと思っております。

そして、最後に申し上げたいのは、昨年、原子力規制委員会は発足から三年が経過をしたという年でありました。同委員会の設置法の附則では、法律施行後三年以内に必要の見直しを行うという規定もあつたわけですが、結局昨年、規制委員会のあり方も基準もまたもな見直しをしなかつたというところで、もう時間が参りましたので、こうした見直しを抜本的にすることなくして委員長が先ほどおっしゃつた真の安全文化というのは実現できないということをお願いして、質問を終わります。

○三原委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 おおさか維新の会の足立康史でございます。

福島第一原発事故から先月で五年。本日に全ての被災者の皆様にお見舞いを改めて申し上げますとともに、この五年間、本日に事故の収束に向けて御努力をいたしている関係の皆様全てに、心から敬意と感謝を申し上げます。

私、実はもとと経産省におりました。福島第一原発事故を機に退職をいたしまして、今こうして国会で仕事をさせていただいているわけですが、そういう意味では、政治を志して五年ということになりましたが、本日に福島第一原発事故は大変厳しい事故であつたと思っております。

きょう、委員の皆様から大変大事な御質問を承るいただきました。私、きょうこうして国会初めの原子力調査特別委員会を開催できましたこと、ありがたく存じます。

ちようどきようから第一委員室ではT P Pの審議が始まっていますが、本日につまらない議論をしながら、田嶋筆頭を初め、ここにおいでの方の先生方は立派な方ばかりですが、T P Pのきよの特別委員会、第一委員室、もう黒塗りの紙ばかり、黒塗りの資料ばかりテレビにかざして、民進党の皆様が国益に反するような質問を多々されています。

また、T P Pの委員会なのに、どうも仄聞すると、年金とか甘利先生の問題とかばかりして、T P Pの話はしていません。まあ、民進党の皆様はなかなかT P Pの中身がわからないんだと思いますが、しっかりとT P Pの特別委員会ではT P Pの議論をしていただきたいと思っております。

申し上げます。第一委員室よりもこの委員会の方がよっぽど重要な、国益にかなう議論をしているなということを感じている次第であります。

おおさか維新の会は、結党以来というか、ずっと変遷があるわけですが、とにかく原子力政策についてはちゃんとやろう、ちゃんとできるなら再稼働して、私は実は高速炉も大事だと思つておるんです。きょうも多田部長から御紹介があつたように、十万年を三百年に短縮できるわけです。未来への責任、民進党も何か未来への責任と言つていますが、多分、言い出したのは我々が先だと思つていますが、本日に未来への責任を考えるのであれば、簡単に高速炉を捨てられるのかな、こう私は思つております。

やるべきことをしっかりとやるべきだということについて言えば、行政府については、我が党は、民進党に行かれた方は一人も名を連ねられていません、おおさか維新の会です。原再稼働責任法案というものを御提示しています。そして立法府、国会にあつては、アドバイザリーボード

もまだつづられていません。しっかりとやらなければなりません。行政府も立法府もまだまだだし、私はこう思っています。

加えて、今、司法が議論になつております。規制委員長、川内原発に係る福岡高裁の判決が出ましたが、判決自体について論議はできないかと思つていますが、その中で、火山の審査ガイドに不合理な部分がある、こういう指摘がされています。これは、規制委員長、どうお考えですか。

○田中政府特別補佐人 判決文によりますと、評価ガイドで、火山の噴火の時期とか規模を予測するということを前提としていることと、正確に予測することとを求めているのではなくて、正確に予測することとを求めているのではなくて、その影響が、稼働期間中に原発に影響を及ぼすかどうかというところの判断をするためにどういふことをすべきかということとを求めているということとです。若干誤解があるのかもしれないけれども、そういうふうな理解でございます。

○足立委員 私もつづきに判決文を拝見していますが、委員長が今おっしゃつたように、全体としては地裁よりは大方まともな、地裁がまともじゃないと言つてまた怒られますが、若干司法判断もぶれていきますから、そういうところでいうと、福岡高裁の判決を私は評価しています。ただ、今、委員長からもあつたように、若干勉強不足じゃないかな、誤解じゃないかなという部分が残つております。

私は、今、行政府もやらなあかんことがまだありますが、国会もアドバイザリーボードさえまだつくれていない、やるべきことがある、司法府も課題がやはりすごくあるんじゃないかと思つておりました。知財なんか、今、知財高裁というのができていますので、これは、私個人、まだ党としてオーソライズしていませんが、原子力高裁をしっかりとつくつていく、こういうことも含めて日本の原子力政策を整えていく必要がある、行政府、司法府、立法府、三権がしっかりと原子力に、新しい、今の、これからの、未来への責任を果たせる

ような体制を三権それぞれが整えていく必要がある、このように思っています。

さて、きょう、当時の総理大臣、菅元総理もおいでであります。私、大変、当時の事故、これは事故自体が痛恨のきわみでありましたが、当時の政府の対応も問題があつたと思つております。何が問題か。私は、またぜひ菅元総理の御意見を賜りたいと思つていますが、なぜ菅元一致内閣を編成しなかつたのかなと思つておられます。やはり、もつともつと対応の仕方はあつた。そういう点で、もちろん産業界、あるいはいろいろな行政機関も課題はあると思つていますが、そういうふうな思つておられます。

一つ、これは東電に何つた方がいいのかもしれないませんが、三月十三日にNHKスペシャルで、「原発メルトダウン」危機の八十八時間という報道がありました。もちろんこれは、適切な部分があれば、適切でない部分もあるかと思つておられます。一つだけ気になつたのは、二号機が最悪の事態を迎える可能性があつたが、なぜか迎えなかつた、よかった、こういう不幸中の不幸、不幸、不幸中の幸いであつたという趣旨の報道がありました。

が、結局、では、なぜ最悪の事態、東日本が吹飛ばすような最悪の事態を迎えなかつたのか。これは解明されているんでしょうか。まず、社長、お願いいたします。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

私ども、基本的に、これは二号にかかわらず、三つの号機それぞれですけれども、圧力容器の圧力が下がつて、その結果、消防車によって水を入れることができるまで冷やすことができたというのが大きいと思つておられます。特に、先生御指摘の二号機につきましては、バッテリーをつないで、十四日のことですが、二号機は逃げた安全弁という弁をあけることに、圧力容器の弁をあけることに成功しております。それによって、圧力容器の圧は下げることができました。それによって、先生がおっしゃるような大きなことにはならないで済んだというのがあります。